

(報道発表資料)

平成19年12月7日
(社) 全国消費生活相談員協会

専門学校の学生募集要項中の「学納金の不返還特約(清算条項)」の改正について(再要望) に対する全国専修学校各種学校総連合会の対応

(経緯等)

1. 当社団法人全国消費生活相談員協会は、昨年度、平成19年度の専門学校の学生募集要項等につき調査(全体で51校)し、学納金の特約には不当条項は多く見られることから、全国専修学校各種学校総連合会に対し加盟校が不当条項を改正すべく検討するよう要望した(平成18年12月26日)。

2. 今年度、昨年度調査した同51校について、平成20年度募集要項が改正されているか検証した。

その結果は、未だ改善の見られないところが多く、中には清算条項そのものを削除し、学校選択上問題と考えられるところもあり、以下、同総連合会に対して再要望した(<http://www.zenso.or.jp/files/S071026.pdf>) (平成19年10月26日)。

① 平成20年度学生募集要項に「一旦納入された学費は、一切返金しません」などといった学納金不返還条項を設定されている場合は、速やかに改正して、合格した受験生から入学辞退があった場合について、消費者契約法を踏まえた合理的な清算条項を設定し改正を図っていただきたい。

② ①の改正を速やかに行うことができない場合でも、平成20年度合格した受験生が入学辞退した場合、①の趣旨をいかし入学に先立って納入した授業料等の返還を実行していただきたい。

3. これに対して、全国専修学校各種学校総連合会より対応について回答(<http://www.zenso.or.jp/files/S071203.pdf>)があった(平成19年12月3日)。

同総連合会は、都道府県協会等代表者及び同総連合会の会員校あて当協会の再要望文書などを添付して、「入学辞退者に対する授業料等の返還の取扱いの明確化についてお願い」の文書を発出して「募集要項等で授業料等の返還の取扱いを適切に表記するよう」呼びかけている。

なお、文部科学省も当協会の情報提供を踏まえ、授業料等の取扱いについて平成19年11月19日付けで都道府県知事等あて通知(<http://www.zenso.or.jp/files/S071119.pdf>)を行っている。

多くの専門学校において学納金の不返還特約(清算条項)が改正されるよう期待するものである。